

就労継続支援A型における生産活動について

1. 経営改善計画書の提出について

(1) 前提

- ・ 就労継続支援A型事業所では、「生産活動の収益」が「利用者の賃金総額」を「上回らなければ」ならない。
- ・ この指定要件を満たしていない場合、事業者は経営改善計画書を提出しなければならない。

(2) 本県の状況（令和4年3月末時点）

- ・ 本県で赤字のA型事業所のうち、経営改善計画書を提出しているのは「23.5%」。『全国ほぼ最低』の水準。

※参考：「全国平均 88.3%」「仙台市 90.9%」

(3) 今後の対応

- 今後は、対象となる全ての事業所に経営改善計画書の提出を求めていく。
- すでに赤字の事業所は、すぐに計画策定に着手していただきたい。
- また、赤字の状態は指定基準違反なので、改善の兆しが見られない事業所については、段階に応じて是正の勧告・命令等の措置を講じ、さらには『指定の効力の一部停止』や『指定の取消し』等の処分を検討する。

就労継続支援A型における生産活動について

2. 賃金の向上について

- 令和3年度の本県の平均賃金月額は76,096円。
- これは全国で下から13番目。
- 賃金額は全国平均を約7%下回る。（参考：全国平均 81,645円）
- 今後は、さらなる賃金の向上に向けて取り組んでいただきたい。